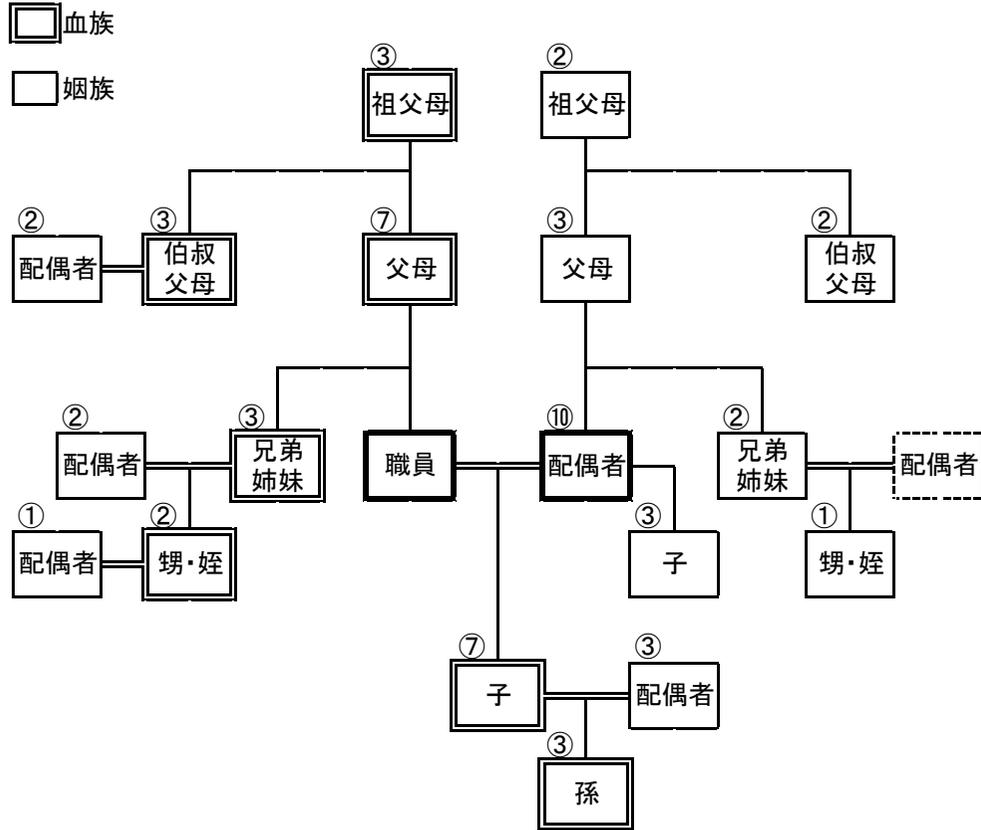


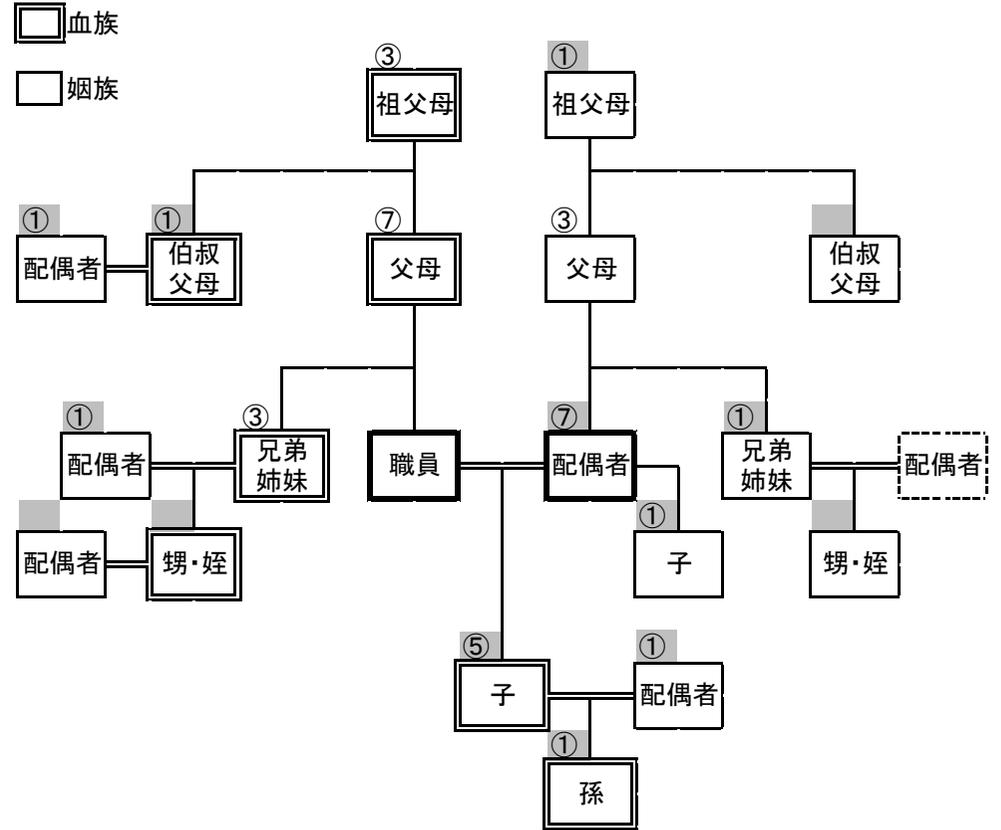
# 服忌休暇日数対照

## 【現行】



- ・ 生計を一にする姻族及び継父母の場合は、血族に準じます。
- ・ 生計を一にする兄弟姉妹については、血族の場合は5日とします。
- ・ 養子縁組がある場合は、血族に準じます。
- ・ 葬儀等で遠隔地へ赴く場合（1日の大半（12時間超）の時間を費やす場合）には、往復に要する日数を加えた日数を認めます。

## 【改正案】



- ・ 生計を一にする姻族及び継父母の場合は、血族に準じます。
- ・ 職員の祖父母及び伯叔父母については、職員が代襲相続し、かつ、祭具等の継承を受ける場合は7日とします。
- ・ 養子縁組がある場合は、血族に準じます。
- ・ 葬儀等で遠隔地へ赴く場合（1日の大半（8時間超）の時間を費やす場合）には、往復に要する日数を加えた日数を認めます。